

様式第1号（第3条関係）

7松（農施）第987号
令和8年2月16日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和7年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年1月8日付松監第95号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 農林水産部 農林水産施設整備課	所管課等長氏名 大内 周二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市土地改良事業協議会運営補助金 ・積立金の運用について 積立金については、松山市土地改良事業協議会会則により、総会の議決を経なければならないと定められており、また、役員退任及び職員退職にかかるものについては、松山市土地改良事業協議会役員退任退職手当積立金規程により、予算に定める額を積み立てるものと定められている。しかしながら、総会の議決を経ず、予算額を超えた積み立てを行っており、会則等に沿った運用となっていない状況が見受けられた。 支出先団体が会則等に沿って運用できなかった原因を検証し、適正に積立金を運用するよう指導を徹底されたい。	松山市土地改良事業協議会運営補助金 ・積立金の運用について 指摘を受け、支出先団体に対して積立金を会則等に沿って運用できていなかった原因を確認したところ、積立金が予算額を超えた場合に総会の議決を経る必要がある事の認識不足が原因であったとの回答があった。 また、令和8年1月に開催した役員会において、市から指導があった旨を報告し、今後適切に運用することとして令和6年度決算の承認を受けたこと、令和8年度通常総会においても同様に報告し承認を受けることを確認した。 なお、適切な運用については、毎年度の予算額を精査すること、やむを得ず予算額の補正が生じた場合は総会の承認を得ること、会則に沿った適正な運用を行えるよう常に規定を再確認することの報告を受けた。 今後は、当課でも定期的に運用を確認し、継続して適正な事務処理を指導する。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和7年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年1月8日付松監第95号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 水田 隆敏
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業負担金</p> <p>①委員会解散後の残余財産の引継ぎについて</p> <p>道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会規約により、委員会解散後の残余財産の帰属は、委員会で決定することが定められている。総会で残余財産である購入物品等を松山市道後温泉事務所に帰属することが承認されていたが、松山市が管理すべき備品台帳及び郵券受払簿が整備されておらず、道後温泉事務所への引継処理がなされていない状況が見受けられた。</p> <p>備品及び郵券の引継処理について、委員会への指導監督が適切に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p>②委員会解散後の保存文書の引継ぎについて</p> <p>道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業実行委員会事務局規程により、委員会解散後の保存文書は松山市に引き継ぐものと定められているが、松山市への引継処理がなされていない状況が見受けられた。</p> <p>保存文書の引継処理について、委員会への指導監督が適切に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>道後温泉本館改築130周年・工事完了記念事業負担金</p> <p>①委員会解散後の残余財産の引継ぎについて</p> <p>市として実行委員会に対する指導が不十分であったため、委員会事務局が「実行委員会の承認をもって市に帰属する」と誤認し、必要な手続きが講じられないまま残余財産の引継ぎが行われていませんでした。</p> <p>このため、実行委員会解散後の残余財産については、直ちに寄附等の手続きを行い、市への引継ぎを確実に実施しました。さらに、市に受入れ後は、備品台帳及び郵券受払簿の整備を行い、適正な管理体制を整えました。</p> <p>今後は、実行委員会への指導体制を見直すとともに、解散時の財産処理に関しては、各実行委員会の実態に応じた適切な手続きが行われるよう、周知・徹底を図ります。また、引継ぎ財産については、規則等に基づき適正な管理に努めてまいります。</p> <p>②委員会解散後の保存文書の引継ぎについて</p> <p>市として実行委員会に対する指導が不十分であったため、保存文書の引継ぎ手続きがされていませんでした。</p> <p>このため、実行委員会の保存文書について、直ちに受入れ、文書管理システムの簿冊登録を行いました。</p> <p>今後は、実行委員会への指導体制を見直すとともに、解散時の保存文書の処理に関しては、各実行委員会の実態に応じた適切な手続きが行われるよう、周知・徹底を図ります。また、引継ぎ文書については、規則等に基づき、適正な管理に努めてまいります。</p>

様式第1号（第3条関係）

7松（公管）第1558号
令和8年1月9日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和7年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年1月8日付松監第95号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 開発建築部 公園管理課	所管課等長氏名 渡邊 裕二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山城二之丸史跡庭園 ・貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表2」中の松山城二之丸史跡庭園分）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致があり、適正に管理されていない状況が見受けられた。 貸付備品は、基本協定書の別表に記載することとされている。市の財産を貸し付ける行為は重要な事項であることから、担当課においては、数量が不一致となっている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。	松山城二之丸史跡庭園 ・貸付備品の管理について 本指摘を受け、速やかに指定管理業務に係る備品について整理・見直しを行いました。 毎年、備品の確認を行い台帳は整備していたものの、基本協定の別表で定めている備品について更新できていない状況でした。そのため、令和7年10月1日付けで、『松山市城山公園及び公園内施設等の管理に関する基本協定の一部を変更する協定書』を本市と指定管理者で締結し、別表で定める備品を最新状態にしました。 今後は、備品管理の適正化を図るため、定期的な点検、台帳の確認、必要に応じて協定書の一部変更を行い、再発防止に努めてまいります。